

議案第18号

鹿屋市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について  
鹿屋市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

令和4年2月24日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

鹿屋市消防団員等公務災害補償条例（平成18年鹿屋市条例第182号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

（提案理由）

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行いたいので、本案を提出するものである。